

平成19年第4回士別市議会定例会会議録(第2号)

平成19年11月27日(火曜日)

午前10時00分開議

午前10時11分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 議案第 97号 士別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 98号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 99号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第100号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君	
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君	
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君	
	8番	柿崎由美子君	9番	平野洋一君	
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君	
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君	
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君	
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君	
	18番	牧野勇司君	20番	中村稔君	
	21番	神田壽昭君	議長	22番	岡田久俊君

欠席議員(1名)

19番 菅原清一郎君

出席説明員

市長 田苅子進君 副市長 相山愼二君

副市長	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局局長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石川誠君
財政課長	三好信之君		
市立病院長	藤森和明君		
教育委員会 委員長	佐々木正雄君	教育委員会 委員長	朝日保君
教育委員会 教育局長	佐々木文和君		
農業委員会 会長	松川英一君	農業委員会 事務局局長	伊藤暁君
監査委員	三原紘隆君	監査委員会 事務局局長	横山日出夫君

事務局出席者

議会事務局 局長	辻本幸慈君	議会事務局 議総課局長	藤田功君
議会事務局 議総課局長	近藤康弘君	議会事務局 議総課局長	浅利知充君
議会事務局 議総課局長	中井聖子君		

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。19番 菅原清一郎議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第97号 土別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第98号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第99号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上報告する

平成19年11月27日

土別市議会議長 岡田久俊

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第97号 土別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第98号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第99号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第97号 土別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から議案第99号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてまで、関連がありますので一括して概要を御説明申し上げます。

初めに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正であります。本市の勤務時間につきましては、現行では始業時間が午前8時45分、終業時間が午後5時15分といたしており、この勤務時間の中で休息時間を正午から15分、休憩時間を午後0時15分から45分と定め、1日7時

間45分、1週間で38時間45分の勤務時間といたしております。

しかしながら、昨年、国においては、この休息時間が民間企業にはほとんど普及されていないなどの状況から、国家公務員の休息時間が廃止され、更に勤務時間については週40時間となっておりますことから、本市におきましても休息時間を廃止するとともに、勤務時間を1日15分、1週間で1時間15分延長し、週40時間とするため、始業時間を午前8時30分、終業時間をこれまでどおりの午後5時15分とし、休憩時間を正午から45分間とする勤務時間に変更いたそうとするものであります。

次に、職員の育児休業等に関する条例の改正であります。子を養育する職員が勤務を継続しながら育児を行える制度としての従前からの育児休業制度や部分休業制度に加え、国家公務員においては、本年8月1日から新たな制度として、1週間の勤務時間を20時間、24時間、25時間を基本とする勤務体系により、子が小学校就学前まで勤務を軽減する制度として育児のための短時間勤務制が導入されており、本市におきましても、同様の制度を導入いたそうとするものであります。

なお、本制度の導入に当たり、月額の特殊勤務手当の支給方法が、勤務時間数に応じての案分へと変更いたす必要がありますことから、あわせて土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正するとともに、土別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により、同条例に定めております休日及び休日の代休日の条が繰り上がりますことから、本条例の規定を適用しております土別市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例について、本条例の附則において改正いたそうとするものであります。

これらの改正による勤務時間の変更、育児のための短時間勤務制の導入につきましては、来年1月1日から実施をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号、議案第98号及び議案第99号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、議案第100号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第100号 土別市職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例の改正は、去る8月8日、国家公務員と民間との給与格差0.35%を是正するため、初任給を含め若年層職員に限定した給与を引き上げる旨の人事院勧告がなされ、行政職俸給表1では、1級で1.1%、2級で0.6%、3級では下位号俸の一部に限り引き上げ勧告があったところであります。

本市におきましても、これらの勧告を踏まえ、一般職職員の給料につきまして該当する級の給料月額を改定し引き上げるとともに、扶養手当につきましても、少子化対策の推進も考慮する勧告がなされましたことから、子に係る月額支給額現行6,000円を6,500円に改定し、給料、扶養手当ともに本年4月1日にさかのぼり実施いたそうとするものであります。

次に、年間の期末勤勉手当であります。現行年間4.45カ月分を0.05カ月分引き上げ、4.5カ月分に改定する勧告がなされましたことから、本市では、4月から独自削減を講じております手当について、現行4.15カ月分を、12月期末勤勉手当につきまして現行0.725カ月分を0.05カ月分引き上げし、0.775カ月分に改定し、年間4.2カ月分といたそうとするものであります。

なお、20年度以降の勤勉手当の支給率につきましては、本年度の改定0.05カ月分を等分し、6月期、12月期ともに0.75カ月分といたそうとするものであります。

今回の改正による影響額につきましては、病院会計を除いた一般会計及び特別会計で約940万円、病院会計で約540万円の合わせて1,480万円の増額となりますが、予算につきましては、現行予算により対応可能でありますので、補正等の措置はいたさないものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明28日から12月10日までの13日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、明28日から12月10日までの13日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、12月11日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。
御苦労さまでした。

(午前10時11分散会)